

平成31年度

放課後児童クラブ 利用申込受付のおしらせ

保護者が就労等により日中家庭にいない児童を対象に、放課後児童クラブの平成31年度利用申込の受付を開始します。

実施場所

琴丘地域

ひまわりっこクラブ
☎ 87-3220

山本地域

森岳児童クラブ
☎ 83-4552

金岡児童クラブ

☎ 83-2093

下岩川児童クラブ

☎ 84-2111

八竜地区

湖北児童クラブ

☎ 85-3551

浜口児童クラブ

☎ 85-2151

対象者

- ① 町内の小学校に通う児童
- ② ①のうち、就労等により日中見守りできない人がいない児童

申込方法

窓口（福祉課または各総合支所地域生活係）で利用申込書類一式をご提出ください。

申請に必要なもの

- 利用申込書（窓口に着付）
- 印鑑・スポーツ保険料（年額800円）

受付期間 3月12日まで

窓口・問い合わせ先

- 福祉課 子育て支援係
☎ 85-4836
- 琴丘総合支所 地域生活係
☎ 87-3516
- 山本総合支所 地域生活係
☎ 83-2115

※詳細な事業内容については、町のホームページまたは窓口備付のチラシをご確認ください。

流れ

遊休農地所有者が、農業委員会から利用意向確認で意向を表明せず、「放置したまま」にしていると

農業委員会から農地中間管理機構と協議するよう「勧告」され

農地の固定資産税の評価額が「1.8倍」になります

ストップ! 遊休農地

Q 遊休農地になっていると税金が高くなるの？

A 農業委員会が実施した農地の利用意向調査に回答がないなどの理由で、農業委員会が農地中間管理機構と協議するよう勧告した遊休農地は、固定資産税が上がります。

平成29年度から 遊休農地への課税強化が始まっています

●遊休農地にしないことが大切です。

万が一遊休農地となってしまった場合でも、農業委員会からの意向確認にはきちんと意向を表明し、自ら耕作を再開するか、農地中間管理機構等を通じて担い手に貸し付けるなどしましょう。

●耕作者が見つかるまでは保全管理をしましょう

自ら保全管理をできない場合は、地域の農家などに保全管理を頼みましょう。

〈保全管理の例〉 水張り、草刈り、耕うん、景観作物の栽培 など



◆問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎85-4832